

公益財団法人日本スポーツ協会
令和 6 年度第 5 回理事会議事録

日 時 令和 7 年 1 月 15 日(水) 15:00～16:25

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階大会議室「スタジアム」
※Web 会議を併用

会場出席者

<理事>

越川均、坂元要、益子直美の各副会長、森岡裕策専務理事、
山本浩、岩田史昭の各常務理事、今井純子、今浦千信、上島しのぶ、鹿島文博、勝田隆、
角屋憲正、工藤保子、國吉富美子、高井志保、高野瑞洋、霊池恵量、東瀬義人、
坂東美紀、山倉紀子の各理事

<監事>

藤田裕司

Web 出席者

<理事>

池田めぐみ、刈谷好孝、田畑綾美、丸山由美、室伏由佳の各理事

Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数 28 名、うち出席 25 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

議事の進行は、定款に基づき遠藤会長が行う予定であったが、欠席のため定款第 36 条第 2 項により、越川副会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号:第 27 回秩父宮記念スポーツ医・科学賞受賞者の決定について

(岩田常務理事)

「秩父宮記念スポーツ医・科学賞」は、スポーツの宮さまとして親しまれた秩父宮殿下と秩父宮家の名を永遠に語り継ぐため、スポーツ医・科学の分野において、顕著な業績のあった方に対して授与し、その功績を称えとともに、我が国スポーツ界の更なる発展に資することを目的として実施している。

令和 6 年 11 月から 12 月にかけて開催した本賞選考部会および栄典・顕彰委員会にて協議し、功労賞候補 1 名、奨励賞候補 1 グループを選考した。

功労賞は、筑波大学の名誉教授であり、日本介護予防・健康づくり学会の理事長を務める田中喜代次氏を選考した。田中氏は、我が国の健康づくりや介護予防分野の発展に幅

広く貢献し、牽引し続けている。特にスポーツ医学および健康増進学においては、数多くの論文を発表し、学会活動においても当該分野のリーダー的存在であり続け、国際的な学術レベルの向上にも顕著な貢献を成し遂げた。また、当協会の医・科学研究プロジェクトにおいて、中高年者の身体活動の促進や健康増進に大きく貢献した他、社会への普及啓発活動等、多方面において顕著な実績を残しており、スポーツ医・科学への貢献は多大であることから、功労賞にふさわしいものと考え、選考した。

奨励賞は、田島文博氏を代表とする「和歌山県立医科大学げんき開発研究所障がい者スポーツ研究グループ」を選考した。

同研究所のメンバーで構成された研究グループは、パラスポーツ分野における新たな知見の提供や理論的基盤の構築に加え、実践研究としてパラスポーツ選手の競技力向上を目指した取組を進めている。また、文部科学省から「障害者スポーツ医科学研究拠点」として認定を受けた他、スポーツ庁から「地域におけるスポーツ医・科学支援体制構築事業」を受託するなど、卓越した実績が高い評価を得ている。さらに、医・科学的な研究成果に基づき行われた指導が、近年のパラリンピック等におけるメダル獲得や上位入賞に大きく貢献するなど、各種の取組を通じて医・科学研究の発展に尽力するとともに、選手の健康維持増進と競技力向上に寄与しており、奨励賞に値すると考え、選考した。

以上のことから、功労賞として田中喜代次氏を、奨励賞として田島文博氏を代表とする「和歌山県立医科大学げんき開発研究所障がい者スポーツ研究グループ」を受賞者として決定したい旨を諮り、出席理事全員一致で可決された。

第 2 号：令和 6 年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 適合性審査結果について

（森岡専務理事）

令和 6 年度の審査対象団体 27 団体のうち、当協会の正加盟団体は 14 団体である。日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会および当協会の 3 団体の諮問委員会として設置している適合性審査委員会から答申された審査結果および審査所見では、当協会の正加盟団体全 14 団体の審査結果が適合となった。

しかしながら、14 団体のうち 9 団体には要改善事項が付された。この要改善事項は、早急な改善が望まれる事項に付されるものであり、審査実施翌年度に改善報告が課される。さらに、要改善事項については、翌年度の令和 7 年度に、改善状況を審査することとなり、改善されていない場合、その翌年度（令和 8 年度）の競技力向上事業助成金が 20% 減となる。

この審査結果は、日本オリンピック委員会および日本パラスポーツ協会の理事会において機関決定された後、令和 7 年 3 月中に審査対象団体へ通知し、統括 3 団体のホームページで公開する。

なお、「要改善事項」が付された項目のうち、令和 7 年 2 月末までに審査基準を満たすように改善された項目がある場合、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の開催前の令和 7 年 3 月初旬に適合性審査委員会を開催し、当該項目の評価について改めて審議することとしているため、審査所見に記載の内容から変更が生じる可能性がある。

以上、令和 6 年度スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査結果および審査結果に変更が生じた場合の対応を遠藤会長と森岡専務理事に一任することについて併せて諮り、審査対象団体と直接的な利害関係がある理事を除いた出席理事全員一致で原案通り可決された。

（工藤理事）

適合性審査が 2 巡目に入っても要改善事項が多いように感じる。今後、要改善事項が多い審査項目について団体への個別指導等は予定しているか。

（森岡専務理事）

規程は整備したものの、審査を受ける側と行う側で認識の差異があり、要改善事項*が付いたものの、1 巡目の審査時に 2 巡目までに整備予定であるとして自己説明を行っていたが、団体の事情により対応できなかった事例がある。

*要改善事項が付された場合、当該団体は翌年度に改善報告を予備調査チームに提出することとなっていることから適宜指導することとなる。（スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査フォローアップ要領第4条（改善報告））

第 3 号：個人情報保護に関わる規程類の改定について

（森岡専務理事）

個人情報保護に関わる規程のうち、JSPPO 個人情報保護方針に基づき、当協会の従業者が保有する個人情報の適正な保護を実現することを目的に定めた個人情報保護規程と、特定個人情報の取扱いについて定めた特定個人情報取扱規程について、法改正を踏まえ、見直しを行う。

今回の改定の主なポイントは以下の通り。

【個人情報保護規程】

- 第 16 条：個人情報保護マネジメントシステムに即した修正。
※個人情報保護マネジメントシステム：個人情報を安全に取り扱うための仕組み。
企業や組織はこの仕組みを運用し、運用状況をチェック・改善するという PDCA サイクルを回すことが求められている。
- 第 24 条：個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会への報告が必要となるため、その旨を追記。

【特定個人情報取扱規程】

- 個人情報保護規程との整合性を取るよう修正を行う。

以上、個人情報保護規程および特定個人情報取扱規程の改定について諮り、出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

(1) 令和 7 年度国庫補助金の内示について

(岩田常務理事)

令和 7 年度国庫補助金概算要求は、令和 6 年 11 月開催の第 4 回理事会において、スポーツ指導者養成事業をはじめとする 4 事業について、前年度交付決定額から 2 千万円増の 5 億 4 千 15 万 7 千円を要求する旨を報告した。その後、政府の審議を経て、令和 6 年 12 月までに行われた予算編成作業の結果、令和 7 年度国庫補助金は、要望同額の 5 億 4 千 15 万 7 千円となる内示があった。

<国庫補助金内示額>

- ・スポーツ指導者養成事業 : 1 億 6 千 1 百 29 万 3 千円(前年同額)
- ・アジア地区スポーツ交流事業 : 2 億 8 千 6 百 96 万 1 千円(前年比 2 千万円増)
- ・地域のスポーツ環境基盤強化 : 8 千 6 百 90 万 6 千円(前年同額)
- ・海外青少年スポーツ振興事業 : 4 百 99 万 7 千円(前年同額)

(2) 令和 7 年度公営競技補助金等の要望について

(岩田常務理事)

令和 7 年度公営競技補助金等の要望については、令和 6 年 7 月開催の第 3 回理事会において、遠藤会長に一任されたため、以下のとおり要望額を取りまとめた。

<競輪公益資金補助(公益財団法人 JKA)要望額>

内訳は以下のとおり。

- ・国民スポーツ大会ブロック大会 : 4 千 5 百万 6 千円
(前年比 95 万 4 千円増)
- ・日本スポーツマスターズ2025愛媛大会 : 4 千 9 百 60 万 3 千円
(前年比 91 万 5 千円増)
- 合計 : 9 千 4 百 60 万 9 千円
(前年 186 万 9 千円増)

<スポーツ振興くじ助成(日本スポーツ振興センター)要望額>

「JAPAN GAMES パーク in 愛媛(仮称)」を新規に加え、合計 17 事業を要望。本年度交付決定額に対して、1 千 8 百 10 万 5 千円増の 4 億 1 千 8 百 77 万 5 千円とした。

新規で要望する「JAPAN GAMES パーク in 2025 愛媛(仮称)」は、日本スポーツマスターズ開催地の愛媛県において開催する 100 日前イベントにおいて、JAPAN GAMES の理念に触れていただくため、アーバンスポーツ等の体験イベントを実施する。

なお、例年スポーツ少年団の競技別全国交流大会への助成を要望している「スポーツ振興基金助成」の要望額については、改めて報告する。

(3) 各種プロジェクト・チームの取組状況について

(森岡専務理事)

<運動部活動改革に係るプロジェクト・チーム>

去る令和6年12月11日に第6回運動部活動改革に向けた加盟団体ミーティングを開催した。本ミーティングは、運動部活動改革に伴い地域でのスポーツ活動が今後増加していくことを踏まえ、同改革の更なる推進に向けた現状と課題の分析・共有を通じて、当協会と加盟団体が協働・連携して取り組むための体制の強化を目的として開催している。

今回は、都道府県スポーツ協会を対象に完全オンラインにて実施し、都道府県スポーツ協会40団体から、合計72名が出席した。本ミーティングでは、当協会から加盟団体を対象に実施した実態調査の集計結果等について説明、スポーツ庁からの情報提供、岩手県スポーツ協会および大分県スポーツ協会から各団体における取組の事例発表を行った。なお、事例発表の後、参加者によるグループディスカッションを予定していたが、機器の不具合により実施ができなかったため、都道府県へワークシートの提出を依頼し、後日取りまとめてフィードバックすることとしている。

また、令和6年度内に加盟中央競技団体を対象とした第7回加盟団体ミーティングを実施予定である。

<JAPAN GAMES プロジェクト・チーム>

令和6年7月開催の第3回理事会において報告したJAPAN GAMESにおける新たな取組のイベントの概要が決定した。

イベント名称は、「わたSHIGA輝く国スポ2025 開催記念 JAPAN GAMES 滋賀プレパーク」とし、令和7年3月9日(日)第79回国民スポーツ大会本大会の開催県である滋賀県の大津市にある滋賀ダイハツアリーナで開催する。本イベントには著名なトップアスリートの方々にご協力いただき、午前中に陸上競技とバドミントン、午後にバレーボールと体操の教室・体験を行うとともに、午前、午後とも運動遊びとしてJSPO-ACPを全日本柔道連盟のご協力のもと、未就学児を対象に行う。参加人数は、午前・午後あわせて230名とする。参加は抽選だが、参加できない方も観覧ができるようにし、パラスポーツの体験も準備している。

主催は当協会、支援団体は助成をいただくミズノスポーツ振興財団、後援はスポーツ庁を予定している。イベント全体の協力は、滋賀県国スポ・障スポ実行委員会、滋賀県スポーツ協会に依頼し、各競技団体にも教室の協力を依頼する。子供たちがスポーツの直接体験を通じて笑顔になっていただけるよう当日に向けて準備を進めている。

今後の国スポ本大会の開催県である、青森県、宮崎県についても実施方法を含め、各実行委員会やミズノスポーツ振興財団と協議し、検討していくこととしている。

(4) JSPO スポーツ情報システムについて

(森岡専務理事)

令和3年度第6回理事会において報告した「JSPO スポーツ情報システム」の検討・開発の進捗を報告する。

JSPO スポーツ情報システムの方向性については、JSPO 中期計画 2023-2027 に掲

げるスポーツを誰もが生涯にわたり楽しめる社会を実現するための情報基盤の整備を行い、JSPO ファンの獲得やスポーツ界の DX につなげていくこととしていた。

現状、当協会の事業に関わる個人の方は、参加する事業ごとの窓口で、それぞれに申込や手続きを行っている。この状態をオンライン上で窓口を一本化することにより改善し、当協会が提供するサービスに一元的にアクセスできるようにすることが、当協会がめざす未来となる。このことにより、当協会事業に関わる個人の方だけでなく、当協会加盟団体等のすべてのステークホルダーにとっても、事務作業が簡素・効率化するなど望ましい状態になると考えている。

この度、当協会事業の参加者やスポーツ愛好者が、一元的にオンライン上でサービスを享受できる窓口として「MyJSPO システム」を構築する。当協会事業参加者やスポーツ愛好者には共通の「MyJSPO アカウント」を取得いただき、個人と各事業・サービスをつなぐポータルサイトである「MyJSPO」を利用いただく。MyJSPO を通じて、日々のスポーツ活動に有益なオンラインサービスの提供、各事業への参加履歴やサービス利用履歴の一元管理、窓口統一化による事務重複の解消など、利用者の利便性・効率性を高めていく。また、当協会事業参加者やスポーツ愛好者と当協会が直接つながることが可能になるため、真に利用者が求めているものが把握でき、これまで以上に利用者に寄り添った価値提供も可能になると考えている。

「MyJSPO システム」は、令和 7 年 5 月にスタートする予定で開発を進めており、同時に日本スポーツマスターズのマイページをリリースする予定である。日本スポーツマスターズマイページでは、日本スポーツマスターズのオンライン申込を行うことができるほか、マスターズ参加者向けのサービスも今後検討していくこととしている。令和 9 年度には、スポーツ少年団登録を MyJSPO システムにて行えるよう調整しており、併せて団活動に関わるスケジュールや出欠管理などを行うサービスも検討している。

(5) JSPO におけるカスタマーハラスメント対策について

(森岡専務理事)

近年、顧客や取引先からの暴力や暴言、悪質なクレーム等の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)が社会問題化しており、東京都では「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が制定され、本年4月1日に施行される。また、厚生労働省労働政策審議会においても、カスタマーハラスメントが定義された。

このような中、当協会や加盟団体においても、カスタマーハラスメントと思われる行為を受けることがあるとの声があったため、まずは当協会における実態を把握し、カスタマーハラスメントの対策を検討している。対策の第一歩として、「JSPO カスタマーハラスメントへの基本方針」を 12 月の総合企画委員会において策定した。

今回策定した「JSPO カスタマーハラスメントへの基本方針」では、カスタマーハラスメントに対しては毅然とした態度で対応するという当協会の姿勢を明示した。また、「カスタマーハラスメントへの対応」として、カスハラへ適切な対応ができるよう必要な教育、カスハラに適切に対応ができる体制構築、カスハラ発生時には弁護士など外部専門家とも連携し対応、カスハラが悪質な場合、警察や弁護士に相談、職員がカスハラを行わないよう必要な教育を行うことなどを明示した。

なお、現在厚生労働省がカスタマーハラスメント対策に関する法整備を予定していることから、今後法令等を踏まえ、この基本方針を随時更新するとともに、東京都が公表する予定の「カスタマーハラスメント防止に関する指針」や「各団体共通マニュアル」を参考にしながら、当協会におけるカスタマーハラスメント対応マニュアルを作成する。

(6) 子どもに対する性暴力防止に向けた JSPO の対応方針について

(森岡専務理事)

令和6年6月「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、通称「こども性暴力防止法」が公布された。「こども性暴力防止法」は子どもと接する仕事に就く人に特定の性犯罪の前科がないか確認する制度で、公布から2年6か月以内に施行(期限:令和 8 年 12 月 26 日)された上で、学校や認可保育所など是对応が義務付けられる。さらに、学習塾や放課後児童クラブ、認可外保育施設などの民間の事業者は、任意で制度に参加する対象となっており、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、子どもを対象とした事業を実施している地域のスポーツ団体も、任意ではあるが制度の対象と成り得る。

そこで JSPO では、「こども性暴力防止法」の施行に先立ち、「JSPO における子ども性暴力防止に向けた対応方針」を策定した。この対応方針は、「子どもたちが安全・安心にスポーツを継続して楽しむことができるよう、子どもたちのスポーツ環境の健全性と安全性を確保すること」を目的としている。平成 25 年に、当協会が中心となり、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟との連名で採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」並びに「こども性暴力防止法」の趣旨を踏まえ、当協会の諸制度において具体的な取組を進め、子どもたちが安全に活動に参画でき、かつ保護者が安心して子どもを託すことができるスポーツ環境を実現すること、また、当協会自身はもとより、当協会の126の加盟団体をはじめとする関係団体や関係者に対し、「こども性暴力防止法」の趣旨を周知し、理解を深めていくことを基本方針として掲げている。具体的な取組として、登録規程等の見直し、相談窓口での対応強化、「こども性暴力防止法」の周知及び自主的・自律的な取組の促進及びこども家庭庁、スポーツ庁との連携強化の4つを掲げている。なお、当協会における具体的な取組は、こども家庭庁のガイドラインの内容を踏まえ、加盟団体をはじめとするスポーツに関わるすべての関係者の協力を得て実施していくこととしている。

今後、こども家庭庁が策定するガイドライン等の内容を踏まえ、当該事業・取組を所管する各委員会や会議において対応を検討するとともに、加盟団体に対しても情報共有を行う予定である。

(山本常務理事)

「JAPANGAMES における新たな取組」については、今後の開催県である青森県、宮崎県の準備状況はどうか。

(森岡専務理事)

各県とは事務的に調整を行っている段階である。今後もこういったイベントを継続して開催していきたいと考えている。

2. スポーツ・インテグリティ関係

スポーツ・インテグリティ関係について、以下の通り報告。

(1) 公認スポーツ指導者およびスポーツ少年団登録者の処分について

(工藤理事)

公認スポーツ指導者とスポーツ少年団登録者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。

公認スポーツ指導者 3 名について、処分審査会において審査し、以下の通り処分内容を決定した。

No.	登録状況	性別	処分対象となる 遵守事項の違反にかかる事実	処分内容	処分の効力発生日
1	ソフトテニス コーチ 1	男性	各種法令及び本会が定める規程 に違反すること	資格取消	令和 6 年 11 月 9 日
2	バレーボール コーチ 2	男性	暴言その他の精神的虐待	厳重注意	令和 6 年 11 月 10 日
3	バレーボール コーチ 1	男性	暴力、各種ハラスメント	資格停止 21 カ月	令和 6 年 12 月 6 日

(2) 日本スポーツ仲裁機構への申立て事案について

(工藤理事)

令和 6 年 11 月開催の第 4 回理事会にて、過去に処分した公認スポーツ指導者から日本スポーツ仲裁機構に申立てがあった事案が 2 件あったことについて報告した。

そのうちの 1 件は、仲裁機構において審理中であることから、状況のみの報告としていたが、審理が終結し、スポーツ仲裁パネルによる仲裁判断が示された。

今回の事案では、公認バレーボールコーチ 1 の資格を保有し、スポーツ少年団の登録指導者である申立人に対し、指導者資格について「資格停止 1 年」、少年団登録について「活動禁止 1 年」の処分を当協会では下した。処分理由の 1 点目は、自身が監督を務めるスポーツ少年団が練習試合を行った際、「相手チームから取られる点を 9 点以内に抑える」という条件を設け、相手チームに 16 点を取られ、条件を達成できなかったことを理由に、試合後、所属選手に対し、条件であった「9 点以内」と実際に相手チームに取られた 16 点の差である 7 点×10 往復の合計 70 往復、バレーボールコートのあるコートを走るよう指示し、結果的に、少なくとも 40 往復走らせたこと、2 点目は、所属選手 1 名がその練習試合後に少なくとも 40 往復走らされたことが一因となり当該少年団を退団したことである。

申立人からは、この処分を不服として、令和 6 年 8 月 22 日付けにて、日本スポーツ仲裁機構に対して「当協会が申立人に対して行った『1 年の指導者資格停止』および『1 年の少年団活動禁止』の決定を取り消すこと」および「仲裁申立料金を当協会の負担とすること」の 2 点の申立てがあった。

審理は令和 6 年 12 月 23 日に終結し、令和 6 年 12 月 25 日に「被申立人がした、申立人を公認スポーツ指導者資格の資格停止 1 年、及びスポーツ少年団登録についての活動禁止 1 年とする」との決定を取り消す。」「仲裁申立料金 55,000 円は、被申立人の負

担とする。」との仲裁判断が示され、当協会が下した処分を取り消すとの結果となった。

今回の仲裁判断に当たっては、以下の「判断基準」①から④に基づき判断された。

【判断基準】

- ① 国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合
- ② 規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合
- ③ 決定に至る手続に瑕疵がある場合
- ④ 規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合

その結果、以下の評価となった。

【評価】

- 遵守事項違反行為該当性、被害者のスポーツ活動への支障該当性について、原決定に不合理な点はない。
- 資格停止 1 年、活動禁止 1 年よりも相当に軽い処罰が妥当する事案である。
- 処分を決めるために重要な行為態様や結果という主要な要素について、前提事実を誤り、十分な検討を怠った疑いが強い。また、日本バレーボール協会からの報告や被申立人調査・事実認定審議会の答申も十分に咀嚼せず、合理的な理由のないまま独自の処分に至っていることも窺われる。その結果、登録者等処分規程別表記載の標準的な処分内容をそのまま適用し、あるべき責任の評価よりもはるかに重い処分がなされた疑いが強い。よって、原決定は著しく合理性を欠くから取り消されるべきである。

今回の仲裁判断により、申立人に対する処分内容を取り消されることとなったが、仲裁判断は原決定を取り消す効果しか持たず、本件の行為についての処分は、当協会が改めて決定することができるため、今後の対応については、倫理・コンプライアンス委員会処分審査会にて改めて検討する。

当協会では、これまでも多数の弁護士をはじめとする学識経験者の専門家の意見を聴きながら、必要な諸規程を整えてきた。公認スポーツ指導者およびスポーツ少年団指導者等に対して処分を科すにあたり、今後も諸規程に基づく適正で公平な手続きの徹底に努めることとしている。さらに当協会が進める「NO！スポハラ」活動を通して、スポーツ界から暴力・暴言・ハラスメントなどの不適切行為を排除し、だれもが安全・安心にスポーツを楽しむ社会の実現に向けて、加盟団体をはじめ、各種スポーツ団体とともに協力して取り組んでいく。

(越川副会長)

仲裁判断において、JSPO の決定が覆されたことはこれまであるか。今回の仲裁判断が今後の処分決定に影響することはあるか。

(岩田常務理事)

当協会では、これまで日本スポーツ仲裁機構への申し立て事案が 3 件あったが、当協会の決定が覆されたのは初めてである。当協会では規程に則して処分を行っている。今回はこういった仲裁判断は出たが、これからも引き続き規程に則した処分を行っていききたい。本事案については、再度処分審査会にて審議をし、十分な検討を行い、新たな処分を決定していきたい。

(高井理事)

今回の事案の評価にある「日本バレーボール協会の報告や被申立人調査・事実認定審議会の答申も十分に咀嚼せず、合理的な理由のないまま独自の処分に至っていることも窺われる」というのは、被申立人調査・事実認定審議会の際にやり取りが十分に行われていなかったということか。

(岩田常務理事)

日本バレーボール協会では、調査に基づき一定期間の指導停止という判断がされた。それを踏まえ、JSPO では、被申立人調査・事実認定審議会にて調査を行い、答申があった。その答申を踏まえ、処分審査会において、1 年の資格停止・活動禁止を決定した。日本スポーツ仲裁機構からの評価では「日本バレーボール協会の報告や被申立人調査・事実認定審議会の答申も十分に咀嚼せず」とあるが、この点については、仲裁機構と当協会の見解の相違と考えている。

3. 国民スポーツ大会関係

国民スポーツ大会関係について、以下の通り報告。

(1) 第 79 回国民スポーツ大会冬季大会(岡山県・群馬県・秋田県)について

(山本常務理事)

第 79 回国民スポーツ大会開催に向け関係各所と協力し、鋭意準備を進めている。スケート競技会・アイスホッケー競技会は、1 月 26 日から岡山県岡山市、倉敷市および群馬県渋川市で開催する。なお、西日本で初のスケート競技会、アイスホッケー競技会の開催となる。スキー競技会は 2 月 13 日から秋田県鹿角市で開催する。

(2) 第 81 回国民スポーツ大会本大会(宮崎県)の競技会会期について

(山本常務理事)

令和 9 年に宮崎県で開催する第 81 回国民スポーツ大会の競技会会期が決定した。本大会は令和 9 年 9 月 26 日から 10 月 6 日の 11 日間で実施する。

(3) 今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議について

(森岡専務理事)

第2回会議を令和 6 年 11 月 20 日に開催した。第 2 回会議では、第 1 回会議の内容を基に作成した「論点整理(たたき台)」について、委員から意見をいただいた。

【論点整理(たたき台) 項目】

1. 開催の意義、価値、理念
2. 開催の期間(冬季:5日間、本大会:11日間)
3. 開催の時期(冬季:12月～2月、本大会:9月～10月)
4. 開催の頻度
5. 都道府県対抗と総合成績(天皇杯・皇后杯)
6. 開催地(単独開催、共同開催等)
7. 総合開・閉会式の在り方

8. 競技施設整備の在り方(別途「国スポ大会施設基準」を参照)

9. 競技の規模・参加者

10. 負担軽減

今後は競技会の主催団体の一員である中央競技団体に対する説明会を令和 7 年 1 月 16 日に開催し、意見を伺う。第 3 回有識者会議は令和 7 年 3 月 10 日に予定しており、理事会に提出する提言の内容を取りまとめることとしている。

(高野理事)

一部で報道されている、全国中学校体育大会との共催や通年開催等については最終的に提言に含まれるのか。有識者会議の議事録等の JSPO が公表している資料と報道に温度差があるように感じている。

(森岡専務理事)

有識者会議においては、分散開催や通年開催等を柔軟に考えたほうがより競技団体も運営しやすく、よりトップアスリートも参加しやすくなるのではないかという意見は出ており、それが報道された。全国中学校体育大会やインターハイとの共催は、冬季大会、特にスケート競技会におけるアイデアとして出たものである。第 3 回有識者会議で意見が出れば提言に盛り込まれる可能性もあるが、この件については十分な検討や議論が行われておらず、有識者会議において正式に議論していることではなく、機関決定したことでもない。

(山本常務理事)

有識者会議では柱・幹の部分を協議しており、枝葉の協議は次の次元と考えている。大木をどちらの方向に向けて植えるか、植栽をし直すという考え方でよいのではないか。大会の統合は、組織、経済的な問題、タイミング、教育との関連(高校や大学への推薦入学との関連等)、広範囲の観点からの議論が必要となる。関係者の中には苦しい現状を打開したいという期待を持っている方もいると思われるため、全体を見渡し、細部を見ながら方向性を探っていききたい。

(森岡専務理事)

有識者会議は理事会の提言を目的に設置している。理事会へ提言いただいた後、国民スポーツ委員会や各種部会などで検討を行っていく予定である。

4. 国際交流関係

国際交流関係について、以下の通り報告。

(1) スポーツグローバルフェスティバル2024の終了について

(森岡専務理事)

今回で3回目となる本イベントは、日本国内において在留外国人が年々増加する中、日本人と外国籍の方々が、スポーツ交流を通じて、異文化および相互への理解・関心を深めることで、多文化共生の実現を目指し、平和と友好に満ちた社会および地域づくりに寄与することを目的として、令和 6 年 11 月 30 日(土)に東京都立川市内の「ドーム立川立飛」にて開催した。

当日は、ベトナム、マレーシアを含む計16 カ国の在留外国人と日本人の計 164 名の参加を得て、盛会裏に終了した。プログラムでは、日本人、外国人の混合チームで、JSPO-ACP や玉入れなどを楽しんだほか、ベトナムや韓国、フィリピンの伝統的な運動遊びを行い、参加者同士の交流を深めた。また、ゲストとして、アテネオリンピック体操競技金メダリストの塚原直也氏をお招きし、体操の基礎的な動きなどを紹介いただく体験プログラムを実施した。

今回のイベントには、幅広い年齢層の方々に参加いただき、様々なプログラムにより、スポーツを通じた国際交流の意義や価値、楽しさなどを感じていただけた。

5. スポーツ指導者育成関係

スポーツ指導者育成関係について、以下の通り報告。

(1) 公認スポーツ指導者全国研修会の終了について

(勝田理事)

令和 6 年 11 月 23 日に対面での開催に加え、オンラインでの配信を行った。対面は当会館 14 階の岸清一メモリアルルームを会場に 59 名、オンラインは 515 名、合計 574 名の指導者の皆様にご参加いただいた。研修に先立ち、公認スポーツ指導者等表彰の表彰式を挙行し、対面形態で出席された 15 名に表彰楯を授与した。

研修会では、各セッション共に充実した研修会となった。

6. 総合型地域スポーツクラブ関係

総合型地域スポーツクラブ関係について、以下の通り報告。

(1) ブロック別クラブネットワークアクション 2024 の終了について

(森岡専務理事)

運動部活動改革の受け皿となる総合型クラブ関係者を主な参加対象とし、総合型クラブの運営に必要な情報共有と各都道府県総合型クラブ連絡協議会間の連携促進を目的に、2004 年に始まった前身のクラブミーティングから実施している。

運営は、当協会の組織内組織である「総合型クラブ全国協議会」が主催となり、具体的な企画・立案については、ブロックごとに実行委員会を編成して実施した。内容としては、全ブロック共通のプログラムとして、「次代の人材確保・育成について」をテーマにブロックごとに事例発表やグループワーク等を行うほか、ブロック独自のテーマを設定し分科会やパネルディスカッションを通して情報共有を行った。また、スポーツ庁からは運動部活動改革の最新情報をご提供いただいた。

今回の取組を通じて、参加された皆様には、クラブの将来を担う次代の人材確保の重要性への理解を深める貴重な機会となるとともに、運動部活動改革の一助にもなり、各ブロックともに、盛会裏に終了した。

7. スポーツ医・科学関係

スポーツ医・科学関係について、以下の通り報告。

(1) スポーツと環境カンファレンスの終了について

(山本常務理事)

令和 6 年度「スポーツと環境カンファレンス」を、令和 6 年 12 月 4 日に、前年度同様日本オリンピック委員会との共同で開催した。このカンファレンスは、中央競技団体向けとして集合形式で開催し、71 名の参加があった。なお、この日の映像は、「公認スポーツ指導者資格更新研修」としてオンデマンド配信により開催する『令和 6 年度 JSPO スポーツと環境フォーラム』で使用するとしている。

カンファレンスの第 1 部は、オープニングレクチャーとし、当協会および日本オリンピック委員会から気候変動によるスポーツ界への影響などを、それぞれ説明した。第 2 部では、本年の国民スポーツ大会本大会開催地の滋賀県から「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」における環境配慮の取組を、JOC パートナー都市である横浜市からは「横浜 BUNTAI」を例に挙げた省エネプランを紹介いただいた。第 3 部では「スポーツイベントにおける気候変動対策について」と題し、オリンピックでウエイトリフティングの齋藤里香氏、アルペンスキーの皆川賢太郎氏を交えてディスカッションを行った。最後に第 4 部として、参加者同士によるグループディスカッションを行い、各々の団体が抱える課題やグッドプラクティスについて情報交換に時間を費やした。

気候変動や地球温暖化による気温の上昇により、スポーツを実施する環境はもとより、生活空間までもがすでに脅かされている。当協会では、令和 6 年度組織運営全般の温室効果ガス排出量と、JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 全体の電力使用にかかる温室効果ガス排出量の計算を始めたところである。

今回のカンファレンスでは、スポーツに携わる一人ひとりが、気候変動問題を「自分ごと」として捉えること、スポーツ界が一丸となって、より積極的にその対策に取り組まなければならないとの 2 つの共通認識を深める貴重な機会となった。

当協会は、統括団体として、我が国スポーツ界の気候変動対策をリードしていくため、今後とも JOC と連携のうえ、このカンファレンスを継続して開催し、「スポーツと環境」に関する啓発・実践活動の推進に努力していく。

その他

・令和 7 年度日本スポーツ協会会議日程について

(岩田常務理事)

令和 7 年度の理事会および評議員会等の開催日程について、資料のとおり説明。

以上の諸報告をいずれも了承後、16 時 25 分に閉会。